

## 海外留学支援制度（大学院学位取得型）不正行為に対する措置に関する基準

平成 27 年 3 月 30 日

担当理事決裁

（目的）

第 1 条 この基準は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）により支援を希望する日本人学生等から提出のあった留学計画等を取りまとめて機構に提出した我が国の大学（以下「大学」という。）が、偽りその他不正行為を行った場合に、海外留学支援制度（大学院学位取得型）実施規程（以下「実施規程」という。）第 13 条第 2 項に基づき行う措置について、具体的に定めるものである。

（確認期間の設定及び基準）

第 2 条 大学が偽りその他不正行為を行ったことが判明した場合、当該大学の事務処理体制及び管理体制の改善状況を確認する期間（以下「確認期間」という。）を設けるものとする。

2 確認期間については、原則として下表の基準によるものとする。

確認期間の基準

区 分		確認期間
1	偽りその他不正行為（海外留学支援制度（長期派遣）及び留学生交流支援制度（長期派遣）に係るものを含む。以下同じ。）が組織的かつ恒常的に行われている。	4 年以上 5 年以内
2	偽りその他不正行為が組織的又は恒常的に行われている。	2 年以上 3 年以内
3	1 又は 2 に該当しないが、偽りその他不正行為が行われている。	1 年以上 2 年以内

3 過去に確認期間を設ける措置（以下「当該措置」という。）を受けていない大学に対しては、前項に規定する各区分の確認期間のうち最も短い期間を適用することとし、過去に当該措置を受けている大学に対しては、前項に規定する各区分の確認期間のうち最も長い期間を適用することとする。

（機構による改善状況の確認）

第 3 条 確認期間の開始から終了までの間、機構は次の各号により改善状況の確認を行った上、確認期間を解除するものとする。

（1）事務処理体制の改善状況を確認するための書類の徴収

- (2) 管理体制の改善状況を確認するための実地調査，ヒアリング
- (3) 再発防止に向けた報告書，誓約書等の徴収
- (4) その他当該措置の要因に応じて必要な改善事項の確認

(確認期間の延長)

第4条 当該措置により機構に返納が必要な額について返納が未了の場合は，第2条の規定に拠らず，返納が完了するまでの間，確認期間を5年以内の期間で更に延長できるものとする。

- 2 第2条第1項に定める確認期間中に，制度を適切に実施するための事務処理体制及び管理体制が確認できない場合は，確認期間を更に1年延長できるものとする。

(確認期間に係る通知及び公表)

第5条 確認期間について次の各号に該当するとき，機構は当該大学に対し，遅滞なく通知するものとする。

- (1) 実施規程第13条第2項の規定により当該措置を講ずるとき
- (2) 第4条の規定により確認期間を延長するとき

- 2 第1項の規定により通知を行った場合，当該期間中，機構はホームページ上に当該大学の名称及び当該措置の期間等を掲載し，当該大学が確認期間中であることを公表するものとする。